

災害発生時における市議会及び議員の行動について

当委員会では災害発生時における市議会及び議員の行動の在り方について鋭意議論を重ね、先進地の視察も参考に知見を深めてきました。

また、前委員会からの引継事項も勘案し更に検討を加え、委員会設置目的にある「災害発生時の議会の対応指針」の策定について、別紙のとおり提案することにしました。

基本的な考え方

議会は上越市議会基本条例に基づき、常に市民の負託に応えるべく行動が義務付けられています。

近年、大規模な地震を始め異常な集中豪雨などによる土砂災害、大規模な雪崩を伴う雪害などの自然災害や原子力発電所からの放射性物質の飛散などが想定されます。

いずれの場合においても議会は、初動の確認と対応により市民（並びに議員）の生命、生活を守る立場から、非常時においても機能停止することなく一定の役割を果たすべきと考えます。

このことを踏まえ、市の災害対策本部を側面から支援、協力することで大規模災害時の避難、復旧に関わるという大きな責務と役割を担うものです。

具体的には次のとおり議会としての対応を定めます。

- 1 上越市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急復旧に専念できるよう、側面から必要な協力、支援を行うこと。
- 2 上越市議会は上記対応を踏まえ、議長を中心として災害対策本部と連携しながら災害対応の役割を果たすこと。

※ 議員の心構え

- ・地域の防災訓練等に積極的に参加することで、基本的、専門的な対策を見聞き災害に対する感受性の醸成に努める。
- ・平常時から危険が想定される区域（箇所）または避難方向、避難所を念頭に、安全に迅速に誘導できるよう心がける。

大規模災害発生時の議員活動指針

1. 大規模災害の定義

この指針でいう大規模災害とは、市が地域防災計画に基づく災害対策本部等を設置する基準に該当する災害をいいます。

市の災害対策本部は必要に応じ、おおむね以下の基準により設置されます。

- ① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき
- ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報または津波警報が発表されたとき
- ③ 気象警報等又は河川の水防警報あるいは土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告等の発表が見込まれるとき
- ④ 発電所の事故により原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報があったとき
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき
- ⑥ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき

2. 大規模災害発生時の市議会及び議員の行動指針

(1) 側面支援の原則

大規模災害が発生したとき（発災時）、市は、市長を本部長とした「上越市災害対策本部」を設置し、各部署へ直線的な指揮命令系統で、応急、復旧活動に当たる。

市議会及び議員は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であることを踏まえ、市の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。

(2) 発生時の市議会及び議員の行動

① 連絡体制の確立

- ・議長は登庁し、議会事務局に連絡体制の確立を指示する。
- ・議員は、速やかに自らの安否等を議会事務局へ連絡する。これを受け、議会事務局は議長に報告する。
- ・議員は常に、その居場所又は連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立する。

② 地域での活動

- ・議員は、自身の安全確保を行った上、率先避難を前提に被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力するよう努める。

③ 地域での情報収集

- ・議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、議長（議会事務局）に報告する。
- ・議長は、議会事務局に指示し、災害情報を議員に提供する。
 - ※ 議員からの情報、要望は、執行機関が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除き、議長（議会事務局）に伝達する。

(3) 発生時期に応じた基準

- ① 会議（本会議・委員会）中に災害が発生した場合
 - ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための指示をする。
 - ・議員は、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。
- ② 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に災害が発生した場合
 - ・議員は、速やかに自身と家族の安全を確保した上で被災者の安全を確保する。
 - ・議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

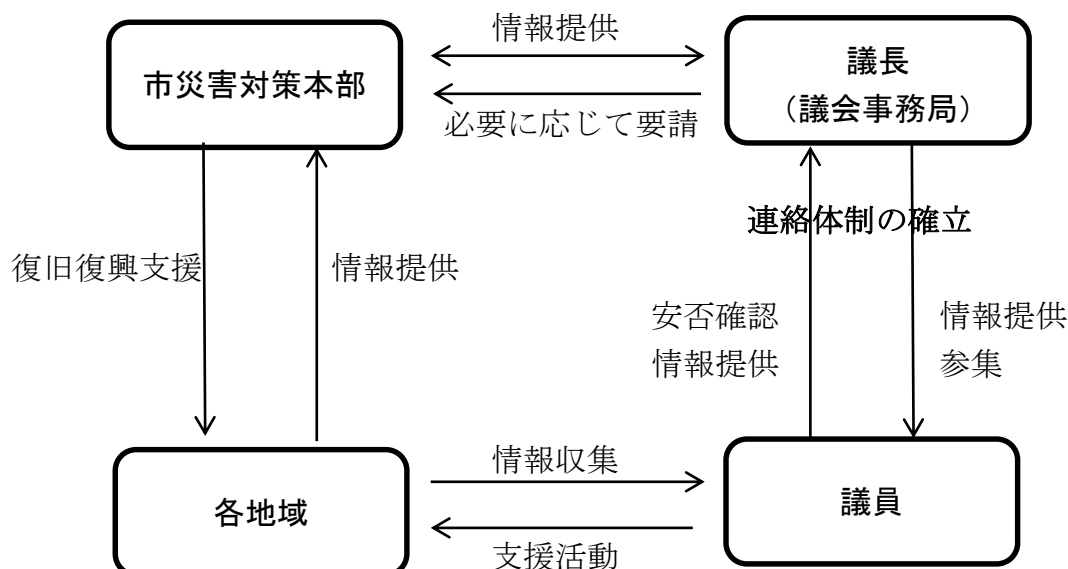
(4) 議長の対応

- ・議長（議会事務局）は、各議員から寄せられた情報を取りまとめ、執行機関に伝達するとともに、必要な情報を各議員に提供する。
- ・議長は、必要と判断した場合、議員を参集する。
- ・議長が職務執行不能の場合は、副議長がこれを代行する。
- ・副議長が職務執行不能の場合、総務、厚生、建設企業、文教経済の各常任委員会の順序で委員長がその任に当たるものとする。

(5) その他

- ・この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

上越市災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）



議会事務局
電話：025-526-5111
FAX：025-526-7575
E-Mail：gikai@city.joetsu.lg.jp

議員連絡先一覧 (様式)

番号	氏名	電話	FAX	PC メールアドレス	携帯メールアドレス
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					

